

第83期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年10月16日（土曜日）
午前10時

開催場所 東京都中央区日本橋
茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801号室

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限
付株式報酬額改定の件

株主総会当日までの感染拡大の状況等により、株主総会の開催及び運営に関して大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(URL : <https://www.uchida.co.jp/company/ir/>)



新型コロナウイルス感染予防措置に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の予防のため、会場に制限がございます。株主の皆様におかれましては、書面又はインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場につきましてはご無理のないように、よろしくお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様へのお土産は取りやめとさせていただきますので、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第83期定時株主総会を2021年10月16日（土曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第83期の事業概要等につきご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2021年9月

代表取締役社長

大久保昇



目次

第83期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役9名選任の件	6
第3号議案 監査役2名選任の件	12
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件	14
事業報告	16
連結計算書類	40
計算書類	43
監査報告書	46

株 主 各 位

証券コード 8057
2021年9月28日

東京都中央区新川二丁目4番7号
株式 内田洋行
会社 代表取締役社長 大久保 昇

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社は、第83期定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、適切な感染防止対策を講じたうえで、縮小した規模で開催させていただくことといたしました。詳細は別添の「当社第83期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご参照ください。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場につきましては、ご無理のないようご検討のほどよろしくお願い申し上げます。書面又はインターネット等による議決権行使につきましては、後述の「議決権行使についてのご案内」（3～4頁）に従って2021年10月15日（金曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年10月16日（土曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801号室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- 3. 目的事項 報告事項**
1. 第83期（2020年7月21日から2021年7月20日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第83期（2020年7月21日から2021年7月20日まで）計算書類報告の件

決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
	第2号議案	取締役9名選任の件
	第3号議案	監査役2名選任の件
	第4号議案	取締役に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件

- 4. 招集にあたっての
決定事項**
- (1) 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた内容を有効とさせていただきます。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.uchida.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会の添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」なお、添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類について、修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.uchida.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

ご 推 奨

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

※ご来場いただいても、ご入場をお断りさせていただきます場合がございます。

株主総会開催日時

2021年10月16日(土)
午前10時

書 面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2021年10月15日(金)
午後5時15分までに到着

インターネット等



当社指定の議決権行使サイト
(<https://www.web54.net>)
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2021年10月15日(金)
午後5時15分までに行使

インターネット等により議決権を行使される場合の注意点

- 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお願いします。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

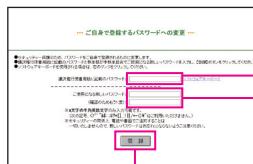
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

: 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、長期的かつ総合的な株主価値の向上を図るため、健全なる持続的成長を目指します。株主様への還元につきましては、安定的な配当を前提に「財務基盤の充実」と「中長期的な会社の経営戦略の実現に向けた投資」とのバランスをとりながら、より一層の充実を目指すことを基本方針としております。

この基本方針を踏まえつつ、当期につきましては、過去最高売上、利益を計上できたことから、株主の皆様の日頃のご厚誼にお応えするため、普通配当90円に特別配当50円を加え、当期の年間配当金につきましては1株当たり140円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金140円 総額1,373,488,060円

(うち普通配当90円、特別配当50円)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年10月19日

第2号議案

取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役9名の選任を願いたく、次のとおり候補者を推薦いたします。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	
1	おおくぼ 大久保 昇	のぼる 代表取締役社長	再任
2	きくちまさお 菊池 政男	取締役専務執行役員地域施設統括 兼 教育施設事業部長 兼 広域地域事業部長	再任
3	みやむらとよつぐ 宮村 豊嗣	取締役専務執行役員公共ICT統括 兼 教育ICT事業部長	再任
4	はやしとしじ 林 敏寿	取締役上席執行役員財務グループ統括 兼 グループ経営推進部長	再任
5	こやなぎさとし 小柳 諭司	取締役上席執行役員営業グループ統括	再任
6	しらかたあきお 白方 昭夫	上席執行役員ICTエンジニア統括 兼 システムズエンジニアリング事業部長	新任
7	ひろせひでのり 廣瀬 秀徳	社外取締役	再任 社外 独立役員
8	たけまたくに はる 竹股 邦治	社外取締役	再任 社外 独立役員
9	いまじょうけいじ 今庄 啓二	社外取締役	再任 社外 独立役員

候補者番号

1

おおくぼのぼる
大久保 昇

再任

(1954年7月1日生)

所有する
当社株式の数
25,819株当期における
取締役会出席回数
15/15回
(100%)**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1979年 3月 当社入社
 2003年10月 当社取締役教育システム事業部長
 2005年 7月 当社常務取締役マーケティング本部副本部長 兼 教育システム事業部長
 2008年 7月 当社取締役専務執行役員マーケティング本部部長 兼 営業本部教育システム事業部長
 2010年 7月 当社取締役専務執行役員公共事業本部長
 2013年 7月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長
 2014年 7月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

大久保昇氏は、当社の代表取締役社長として業績の回復と向上に実績を上げるとともに、当社グループ経営に掲げる目標の達成に向け、強いリーダーシップを発揮し、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

2

きくちまさお
菊池 政男

再任

(1957年8月11日生)

所有する
当社株式の数
7,450株当期における
取締役会出席回数
15/15回
(100%)**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1981年 4月 当社入社
 2007年 7月 当社執行役員教育システム事業部東日本機器営業部長
 2008年 7月 当社執行役員教育システム事業部施設設備営業部長
 2013年 7月 当社執行役員営業統括本部公共本部教育施設事業部長
 2015年 7月 当社上席執行役員営業本部教育施設事業部長
 2016年10月 当社取締役執行役員営業本部教育施設事業部長
 2018年 7月 当社取締役執行役員教育施設事業部長 兼 北日本地域事業部長
 2019年 7月 当社取締役常務執行役員教育施設事業部長 兼 東日本地域事業部長
 2020年 7月 当社取締役常務執行役員教育施設事業部長 兼 広域地域事業部長
 2021年 7月 当社取締役専務執行役員地域施設統括 兼 教育施設事業部長 兼 広域地域事業部長（現任）

取締役候補者とした理由

菊池政男氏は、主として環境構築分野の営業に従事し、現在は地域施設統括 兼 教育施設事業部長 兼 広域地域事業部長として、公共・学校施設を中心に多大な業績を上げるなど、その職責を果たしております。このように同氏は、環境構築分野の営業を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

3

みやむら

宮村

とよつぐ

豊嗣

再任

(1957年8月27日生)

所有する
当社株式の数

7,468株

当期における
取締役会出席回数

15/15回
(100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
 2011年 7月 当社執行役員公共本部教育ICT・環境ソリューション事業部ICT東日本営業部長
 2013年 7月 当社執行役員営業統括本部公共本部教育ICT事業部長
 2015年 7月 当社上席執行役員営業本部教育ICT事業部長
 2018年10月 当社取締役上席執行役員教育ICT事業部長
 2019年 7月 当社取締役常務執行役員教育ICT事業部長
 2021年 7月 当社取締役専務執行役員公共ICT統括 兼 教育ICT事業部長 (現任)

(重要な兼職の状況)

ウチダエスコ株式会社取締役

取締役候補者とした理由

宮村豊嗣氏は、主としてICT分野の営業に従事し、現在は公共ICT統括 兼 教育ICT事業部長として、自治体や学校のICT案件を中心に多大な業績を上げるなど、その職責を果たしております。このように同氏は、ICT分野の営業を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

4

はやし

林

としじ

敏寿

再任

(1959年6月5日生)

所有する
当社株式の数

7,445株

当期における
取締役会出席回数

15/15回
(100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
 2013年 7月 当社執行役員経営企画部長
 2015年 7月 当社執行役員経営管理本部副本部長 兼 グループ経営推進部長
 2016年10月 当社取締役執行役員経営管理本部副本部長 兼 グループ経営推進部長
 2018年10月 当社取締役上席執行役員経営管理グループ副統括 兼 グループ経営推進部長
 2020年 7月 当社取締役上席執行役員財務・経理グループ統括 兼 グループ経営推進部長
 2021年 7月 当社取締役上席執行役員財務グループ統括 兼 グループ経営推進部長 (現任)

(重要な兼職の状況)

内田洋行グローバルリミテッド代表取締役総経理
 内田洋行グローバル株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

林敏寿氏は、主として経理・財務業務に従事し、現在は財務グループ統括 兼 グループ経営推進部長として、財務ならびにグループ経営管理の推進に向け、その職責を果たしております。このように同氏は、財務面を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

5

こやなぎ さとし
小柳 諭司

再任

再任

(1960年4月27日生)

所有する
当社株式の数
4,845株

当期における
取締役会出席回数
15/15回
(100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2015年 7月 当社執行役員営業本部営業グループ副統括 兼 経営管理本部経営企画部長
2017年10月 当社上席執行役員営業本部営業グループ副統括 兼 経営企画統括部長
2018年10月 当社取締役上席執行役員営業グループ統括 兼 経営企画統括部長
2020年 7月 当社取締役上席執行役員営業グループ統括 (現任)

(重要な兼職の状況)
ウチダエスコ株式会社取締役

取締役候補者とした理由

小柳諭司氏は、主として製品設計や事業企画等の業務に従事し、現在は営業グループ統括として、当社グループの事業の効率化等に向け、その職責を果たしております。このように同氏は、企画面を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

6

しらかた あき お
白方 昭夫

新任

新任

(1957年9月29日生)

所有する
当社株式の数
3,600株

当期における
取締役会出席回数
— / — 回



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2010年 7月 当社公共事業本部公共システム事業部公共システム推進部長
2014年 7月 当社公共本部メジャー&パブリックシステムサービス事業部副事業部長 兼 官公自治体サポートセンター長
2015年 7月 当社営業本部メジャーアカウント&パブリックシステムサポート事業部長
2016年 7月 当社執行役員営業本部メジャーアカウント&パブリックシステムサポート事業部長
2018年 7月 当社上席執行役員システムズエンジニアリング事業部長
2021年 7月 当社上席執行役員ICTエンジニア統括 兼 システムズエンジニアリング事業部長 (現任)

(重要な兼職の状況)
株式会社ハンドレッドシステム代表取締役社長

取締役候補者とした理由

白方昭夫氏は、主として民間・公共のSE業務に従事し、現在はICTエンジニア統括 兼 システムズエンジニアリング事業部長として、エンジニアの育成とSE業務の円滑な運営に向け、その職責を果たしております。このように同氏は、システム全般を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

7

ひろせ ひでのり
廣瀬 秀徳

再任 社外 独立役員

(1945年6月11日生)

所有する
当社株式の数
1,000株

当期における
取締役会出席回数
15/15回
(100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年 3月 株式会社西友入社
1989年 5月 同社取締役
1999年 5月 株式会社ファミリーマート取締役
2003年 6月 寺田倉庫株式会社代表取締役社長
2012年10月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

廣瀬秀徳氏は、西友グループの取締役や寺田倉庫株式会社の代表取締役社長等を歴任し、社外取締役として当社の経営に対する監督と助言をいただくうえで、経営上求められる判断力、識見を有し、適任であると考えております。同氏には、他業界における経営管理経験を生かし、実践的な視点での確かな助言をいただくこと、また業務執行に対する監督の役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

8

たけまた くにはる
竹股 邦治

再任 社外 独立役員

(1954年9月29日生)

所有する
当社株式の数
700株

当期における
取締役会出席回数
15/15回
(100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 電源開発株式会社入社
2006年 6月 同社執行役員事業企画部長
2007年 6月 同社常務執行役員経営企画部長
2009年 6月 同社取締役
2012年 6月 同社取締役常務執行役員
2016年10月 当社社外取締役（現任）
2017年 6月 イーレックス株式会社社外取締役
2018年 6月 同社常務取締役
2021年 6月 同社相談役（現任）

(重要な兼職の状況)
イーレックス株式会社相談役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹股邦治氏は、電源開発株式会社の取締役常務執行役員等を歴任し、その後、イーレックス株式会社の常務取締役を務めるなど、社外取締役として当社の経営に対する監督と助言をいただくうえで、経営上求められる判断力、識見を有し、適任であると考えております。同氏には、他業界における経営管理経験を生かし、実践的な視点での確かな提言をいただくこと、また業務執行に対する監督の役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

9

いまじょう

今庄

けいじ

啓二

再任

社外

独立役員

所有する
当社株式の数

200株

当期における
取締役会出席回数15/15回
(100%)

(1961年8月5日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 鐘淵化学工業株式会社（現株式会社カネカ）入社
 2001年 1月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社入社
 2011年 6月 同社代表取締役社長
 2016年 1月 同社代表取締役会長
 2016年 6月 同社取締役会長
 2017年 7月 JOHNNAN株式会社社外取締役（現任）
 2018年12月 大阪油化工業株式会社社外取締役（現任）
 2019年10月 当社社外取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

JOHNNAN株式会社社外取締役
 大阪油化工業株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

今庄啓二氏は、鐘淵化学工業株式会社（現株式会社カネカ）で新製品開発等に従事し、その後、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社で代表取締役社長等を歴任されるなど、社外取締役として当社の経営に対する監督と助言をいただくうえで、経営上求められる判断力、識見を有し、適任であると考えております。同氏には、他業界における経営管理経験を生かし、実践的な視点での確かな提言をいただくこと、また業務執行に対する監督の役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 林敏寿氏は内田洋行グローバルリミテッドの代表取締役総経理及び内田洋行グローバル株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社は両社との間に什器備品の販売・輸出入等の取引関係があります。また、白方昭夫氏は株式会社ハンドレッドシステムの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間にソフトウェアの開発を委託する等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 廣瀬秀徳、竹股邦治及び今庄啓二の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 廣瀬秀徳氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって9年、竹股邦治氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年、今庄啓二氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、廣瀬秀徳、竹股邦治及び今庄啓二の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該限定契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としており、各氏の選任が承認された場合、各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、廣瀬秀徳、竹股邦治及び今庄啓二の各氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員に指定する予定であります。

第3号議案

監査役2名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役2名を増員し、新たに監査役2名の選任を願いたく、次のとおり候補者を推薦いたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号

1

あきやま

秋山

しんご

慎吾

新任

(1955年9月14日生)

所有する
当社株式の数

8,968株

当期における
取締役会出席回数

15/15回
(100%)

当期における
監査役会出席回数

— / — 回



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年 3月 当社入社
2011年 7月 当社執行役員総務部長
2012年10月 当社取締役執行役員管理本部長
2013年10月 当社取締役常務執行役員管理本部長
2016年10月 当社取締役専務執行役員経営管理本部長
2018年 7月 当社取締役専務執行役員経営管理グループ統括
2020年 7月 当社取締役専務執行役員人事・総務グループ統括
2021年 7月 当社取締役専務執行役員（現任）

監査役候補者とした理由

秋山慎吾氏は、主として管理分野の業務に従事し、現在は取締役専務執行役員として、グループ経営の効率化を推進する等、その職責を果たしております。同氏は、管理全般を中心に会社業務全般に精通しており、その見識を当社の監査体制に生かしていただくうえで、適任であると考えております。

候補者番号

2

やま だ
山田あき お
章雄

新任 社外 独立役員

(1955年2月24日生)

所有する
当社株式の数
0株当期における
取締役会出席回数
— / — 回当期における
監査役会出席回数
— / — 回

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年11月 ピートマーウィックミッチェル会計士事務所（現有限責任あずさ監査法人）入所
 1982年 4月 公認会計士登録
 2009年 8月 有限責任あずさ監査法人パートナー
 2017年 7月 山田章雄公認会計士事務所開設（現任）
 2018年 6月 日鍛バルブ株式会社社外監査役（現任）
 2018年 6月 ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事（現任）
 2018年 7月 楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役（現任）

(重要な兼職の状況)

山田章雄公認会計士事務所 公認会計士
 日鍛バルブ株式会社社外監査役
 ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事
 楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役

社外監査役候補者とした理由

山田章雄氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的知見と豊富な経験を、当社の監査体制に生かしていただくうえで、適任であると考えております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山田章雄氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山田章雄氏は、社外監査役となる方法以外の方法により会社経営に関与した経験はありませんが、上記社外監査役候補者とした理由に記載のとおり、財務及び会計に関する専門的知見や豊富な経験を有していることから、当社社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 秋山慎吾、山田章雄の両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社監査役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 山田章雄氏は東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員に指定する予定であります。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2019年10月12日開催の第81期定時株主総会において、2006年10月14日開催の第68期定時株主総会において決議いただいた取締役の報酬枠（年額5億円以内）とは別枠として、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を譲渡制限付株式報酬として付与するための報酬枠を年額1億円以内、対象取締役に付与する株式の上限を年4万株に設定することについて、ご承認をいただいております。

今般、当社は、その後の事業の拡大と、対象取締役が企業価値の持続的な向上を図る貢献意欲をさらに高め、株主の皆様との価値共有をより強く進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬の付与のために対象取締役に支給する金銭報酬額を年額1億5,000万円以内に改定させていただきたいと存じます。その際、付与株式の上限は年4万株以内とし変更はありません。

当社の取締役報酬のあり方については、独立役員で過半数を構成する報酬委員会により、水準では役位・役割に応じた同規模同業他社水準等を参考にし、その他報酬体系や評価の方針を含め検討し、取締役会に答申し決定しております。なお、個人別の配分は、取締役会の決議により代表取締役に委任し、上記の水準、報酬体系、評価の方針等に則り決定しております（取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項の詳細は、事業報告29頁から30頁に記載のとおり）。

現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと、引き続き取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、上記の取締役報酬の決定方針及び当社の株価水準等を総合的に勘案しつつ、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、当社の譲渡制限付株式報酬制度の概要は以下のとおりとなります。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、各対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記2. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式割当契約の内容

(1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、3年間から30年間までの間で取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、各対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定その他の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた各対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、各対象取締役が、取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた各対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による度重なる緊急事態宣言の発出となり、個人消費はサービス支出を中心に動きの弱さが継続していますが、海外需要の伸長から製造業を中心に企業業績は回復基調にあります。加えて2021年度の設備投資も持ち直すなど、今春からの企業業績はコロナ禍前の水準に近づく回復となりました。しかしながらデルタ株の蔓延による感染は、ワクチン接種は進むものの収束しておらず、日本経済の本格的な回復にはまだ時間を要する状況にあります。

当連結会計年度が最終年度となる内田洋行グループ第15次中期経営計画（2019年7月期～2021年7月期）では、日本の急速な少子化がもたらす将来の社会課題解決のためには「働き方変革」「学び方変革」「場と街づくり変革」が今後は重要になると考え、期間中の最重要課題とした収益力強化とともに、将来に向けての体制強化を重要課題に掲げました。想定外に発生した新型コロナウイルス感染症はパンデミックとなりましたが、この状況でもこれら将来の社会課題解決のための変革の必要性は変わらず、その必要性を高め前倒しさせるものとなりました。この視点からICT関連ビジネスと環境構築関連ビジネスを推進しているところです。

環境構築関連では、公共分野での感染症対策として自治体や学校で必要な整備を行う国の補正予算がありました。民間企業においてもコロナ禍対応のオフィス改修案件は増大しておりますが、オフィス需要全体の回復は未だ途上にあります。しかしながら新時代に対応したオフィスのあり方は働き方を考える方向に着実に進んでおり、今春からは需要は大きく回復しました。

一方、ICT関連では、国のデジタル庁設置が決定するなど、将来の社会課題解決に向けてのICT整備が着実に進もうとしています。このデジタル庁主導により、今後はマイナンバーカードの所有が進むほか、電子インボイス制度の導入が予定されていることから、民間企業でも、DX（デジタルトランスフォーメーション）への取組みが本格的に加速することが予想され、また、テレワークも働き方変革の一環として継続すると考えます。

このようなDX時代に対応するための将来の人材育成策として、児童生徒1人1台のタブレット端末や学校の無線ネットワーク環境を整備する文部科学省GIGAスクール構想が立案され、二度にわたる補正予算により大規模かつ集中的に学校のICT整備が一気に進展いたしました。

以上のような状況のなか、ICT関連ビジネスにおいては、教育ICTにおける、「GIGAスクール構想」案件では想定以上の多大な実績をあげられたほか、大手民間企業のICTビジネスにおいてもソフトウェアライセンス販売等が過去最高を更新しました。また、環境構築関連ビジネスにおいては、自治体や学校での感染症対策需要も大きく拡大したほか公共市場での施設案件の獲得や、第4四半期に入ってからオフィス家具の回復もあり、当連結会計年度の売上高は2,910億3千5百万円（前連結会計年度比45.3%増）となりました。

利益面では、「GIGAスクール構想」案件は端末整備の比重が大きいことから従前のICT案件よりも利益率が低くなり、また大量の端末を稼働させる仕組みづくりのための投資的な経費負担も必要となりましたが、SEによる管理体制全体の見直しや、キッキングの計画的な運用などを従来のセグメントを超えてグループ全体で取り組んだことから、短納期で大規模の案件導入にもかかわらず、品質の確保や稼働率の向上により収益性は大きく改善されています。

当連結会計年度の営業利益は103億6千3百万円（前連結会計年度比43.1%増）となりました。また、経常利益は110億1千8百万円（前連結会計年度比40.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は61億6千万円（前連結会計年度比76.5%増）となり、前連結会計年度に引き続き、売上高、利益ともに過去最高値となりました。

第15次中期経営計画の進捗においては、最終年度の目標値（売上高1,700億円、営業利益38億円）を大幅に上回り、この期間における最重要課題として掲げた収益性向上を実現することができました。その結果、当中期経営計画直前の2018年7月期比では、売上高は約2倍、営業利益は約3.5倍となりました。

セグメント毎の業績は次のとおりであります。

公共関連事業分野

公共関連事業分野では、「GIGAスクール構想」案件での主要な二つの事業の一つであるタブレット端末整備事業では、従来からの学校でのサポート実績に加えて競争力のある総合的な体制の強化が顧客から高く評価され、大型案件の受注が想定以上に広がりました。また、もう一つの無線ネットワーク整備事業では、中心となるWi-Fi環境等のネットワーク設計整備以外に、タブレット導入に合わせた専用充電保管庫の出荷も増大しました。さらに、その後の利活用をサポートするためのヘルプデスクサービスやICT支援員の派遣サービスも拡大するなどグループ全体のリソースを活用する成果ができました。

そのほか、学校や官公庁自治体、公共図書館などで感染症対策にともなうICTと環境の両面で整備が拡大したほか、学校施設設備案件も伸張しました。

その結果、売上高は1,567億1千8百万円（前連結会計年度比106.2%増）となり、利益面では、営業利益は79億7千6百万円（前連結会計年度比72.4%増）と大幅に増額しました。

オフィス関連事業分野

オフィス関連事業分野では、コロナ禍の影響が長引きオフィス投資の延伸や落ち込みが続きましたが、第4四半期以降は企業活動が活発化し、2020年の大型オフィスビル増加による移転案件や新たな時代の働き方がさまざまな企業で拡大、需要は回復に転じております。海外市場では、米国を中心とするホビークラフト製品の販売がコロナ不況からいち早く回復基調に転じました。

これらの結果、売上高は463億4千5百万円（前連結会計年度比5.6%減）となり、営業損失は6億2千6百万円（前連結会計年度は1億5千3百万円の利益）となりました。

情報関連事業分野

情報関連事業分野では、大手企業を中心に、モバイルワークに適した形態のサブスクリプション型のソフトウェアライセンス契約での大型案件の獲得などにより売上が大幅に拡大しました。また、コロナ禍に対応するための社員の位置情報やオフィスの混雑状況を可視化するシステム提供を開始したほか、第4四半期には福祉市場向けに高齢者介護ソフトの新製品の投入や、民間市場の需要回復も貢献をしています。

これらの結果、売上高は869億5千9百万円（前連結会計年度比16.8%増）となりました。利益面では、営業利益26億7百万円（前連結会計年度比13.4%増）となりました。

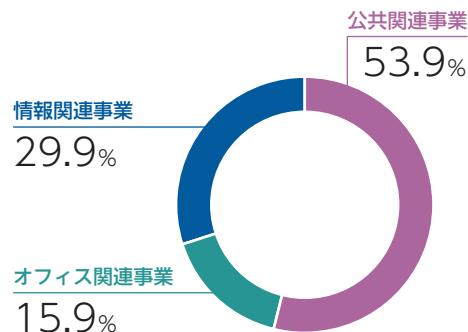
その他

主な事業は教育研修事業と人材派遣事業であり、前年度に新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた研修事業は、当期にはオンラインやリアルとオンラインのハイブリッドでの研修メニューも拡充させたほか、教育ICTビジネスとの連携からGIGAスクール構想に関連したICT支援員の派遣事業が拡大しました。

その結果、売上高は10億1千1百万円（前連結会計年度比25.9%増）、営業利益は3億2千1百万円（前連結会計年度比479.2%増）となりました。

報告セグメント別売上高

分野	売上高	売上構成比	前連結会計年度比
■ 公共関連事業	156,718 百万円	53.9%	+106.2%
■ オフィス関連事業	46,345 百万円	15.9%	△5.6%
■ 情報関連事業	86,959 百万円	29.9%	+16.8%
■ その他	1,011 百万円	0.3%	+25.9%
合計	291,035 百万円	100%	+45.3%



2 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、6億8千4百万円であります。

3 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

4 対処すべき課題

日本の経済政策は、バブル経済の崩壊からリーマンショック以降まで長期にわたるデフレ環境下でありましたが、2012年以降の大胆な金融緩和と財政処置で成長を促し、女性・高齢者と外国人の労働参加の増加策から景気の好転を引き出しました。しかし、2020年からのコロナ禍で巨額の財政支出を余儀なくされ、国の財政運営の将来は厳しさが増すことも予想されます。

今後はコロナ禍後の景気の反転が見込まれるものの、2025年以降に加速する労働人口の急速な減少は潜在成長率の更なる低下を呼び起こします。その低下を補うための生産性向上には、社会全体のスマート化が必須となりますが、このコロナ禍での行政や医療、教育の現場では、デジタル化や規制緩和の遅れが一気に顕在化してきました。このままでは2025年以降の国内経済はマイナス成長の可能性も懸念されるところです。

この状況を打開すべく官民とも方向転換に動きだし、2021年9月にはデジタル庁が設置され、成長戦略であるデジタル化への集中投資・実装と規制改革がいよいよ本格化します。民間企業でもDX投資が加速し始めました。この官民あげてのDX時代に対応するには、将来のデジタル社会の担い手の育成が重要となり、「人」と「データ」への投資の強化がより一層必要となります。

当社グループの主要顧客である企業・自治体・教育機関では、「人」と「データ」が重視されるDX時代に向け、デジタル化の推進とともにそれを支えるICTと環境構築ならびに働き方、学び方の変革が進むことでしょう。

内田洋行グループは、「働き方変革」「学び方変革」「場と街づくり変革」に取り組むことを、2015年から先駆けて方針として掲げました。コロナ禍以降、この方針の先につながる、デジタル化社会の実現、「人」と「データ」への投資の強化、新たな地方創生という大きな社会課題の解決に挑戦します。

第16次中期経営計画（2022年7月期～2024年7月期）では、売上構成で三分の二となるICT事業を基盤にICTと環境構築の両方のリソースを駆使し、従来のマネジメントの脱却によりグループ全体で新たなダイナミズムを生み出すことで、2025年以降に予想される大きな社会構造変化に対処することを目指します。

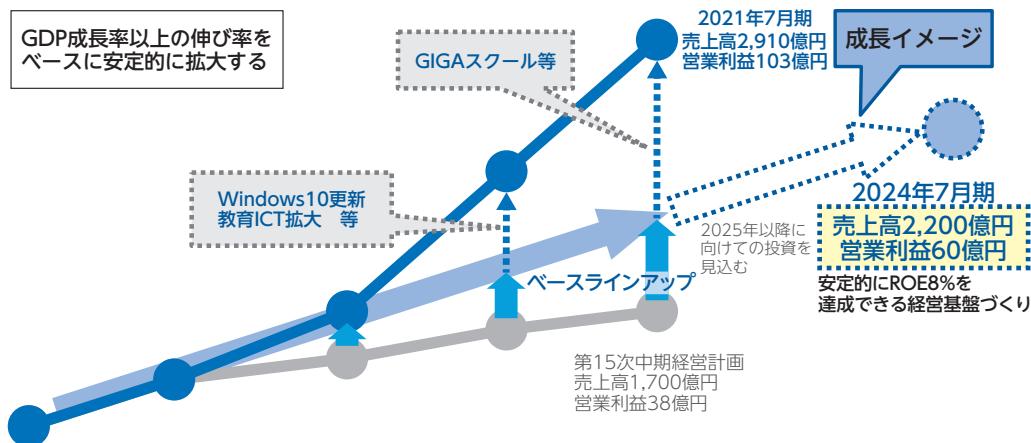
2021年に内田洋行グループは創業111周年を迎えました。歴史の中で創り上げた事業領域にこれからの社会課題を重ね、中核事業の再構築に取り組むことが、ESG経営とSDGsの実現につながるものと考えます。

グループビジョン「情報の価値化と知の協創をデザインする」のもと、内田洋行グループは社会構造変化に対応し、将来に向けて社会に貢献してまいります。

第16次中期経営計画の概要

	2018～2021	2021～2024	2025～
社会構造変化	女性/高齢者の労働参加つづく 少子化加速	ゆるやかな労働人口減少	生産年齢人口の加速度的な減少
	2020TOKYOクラウドシフト 新学習指導要領 コロナ禍	デジタル化の加速 「人」への投資 モノからサービスに大きくシフト	社会構造変化に対応 スマート社会の実現 (SDGsの実現)
主要テーマ	第15次中期経営計画 収益性改善を優先	第16次中期経営計画 中核事業の再構築へ	「人」と「データ」の時代に対応
収益性向上	伸長需要への対応 ●Windows10 ●GIGA ●教育ICT拡大 スクール ●首都圏オフィス	コロナ後の景気回復と新需要への対応 ●アフター-GIGAスクール ●広がる顧客基盤で接点を強化 ●公共・民間のDX需要 ●DX時代の働く場	
中核事業再構築	再構築の準備に着手 ・組織横断でスキルを集集 ・先行的な組織改編	新たな競争優位確立のための中核事業再構築 ●顧客資産を土台に需要開発 ●ダイナミズム創出のための変革 ●ICT×環境で独自性発揮 ●マネジメント改革と見える化	機動的に変化対応する内田洋行グループへ 社会構造変化後もROE8%以上が達成できる経営基盤の確立

顧客基盤と競争優位により、着実なベースラインアップを図る

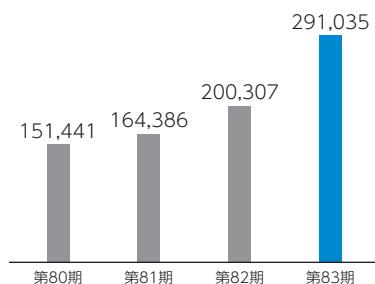


5 財産及び損益の状況

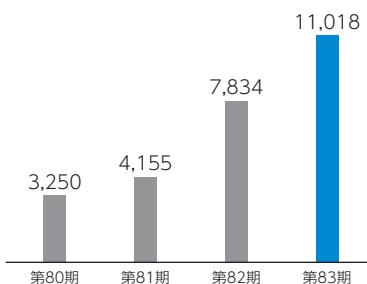
区 分		2018年度 第80期	2019年度 第81期	2020年度 第82期	2021年度 第83期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	151,441	164,386	200,307	291,035
経常利益	(百万円)	3,250	4,155	7,834	11,018
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,831	2,415	3,490	6,160
1株当たり当期純利益	(円)	186.17	247.05	356.78	628.69
総資産	(百万円)	89,410	102,685	111,264	133,116
純資産	(百万円)	37,403	39,183	42,315	50,205

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第81期の期首から適用しており、第80期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額を記載しております。

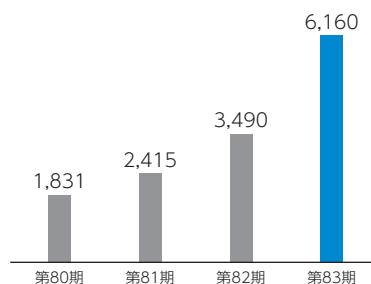
■ 売上高 (百万円)



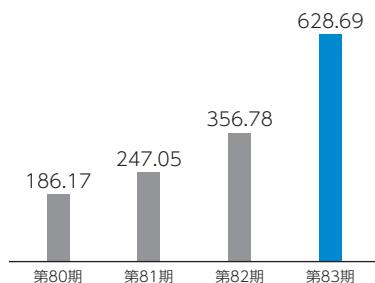
■ 経常利益 (百万円)



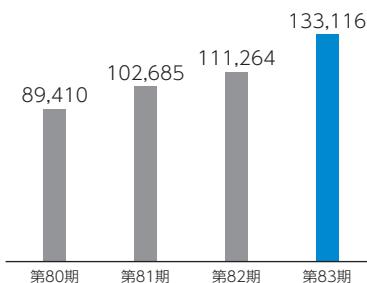
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



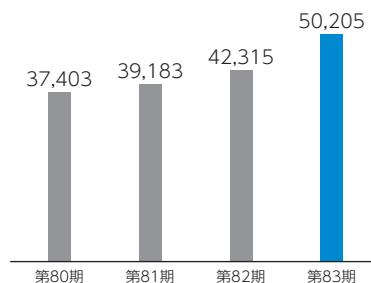
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



6 重要な子会社の状況 (2021年7月20日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ウチダエムケーSDN.BHD. (マレーシア)	百万マレーシアリンギット 10	100.0% (100.0%)	オフィス家具の製造
ウチダ・オブ・アメリカCorp. (アメリカ)	百万USドル 0.3	100.0%	ホビークラフト用品その他機器の企画販売
株式会社ウチダシステムズ	百万円 100	100.0%	オフィス空間のデザイン・設計、オフィス家具の販売、ICTシステムの構築、学校市場への教育機器等の販売、福祉関連施設への家具等の販売
株式会社ウチダ人材開発センタ	百万円 200	100.0%	ヒューマンスキル教育、IT技術者教育、人材派遣事業
株式会社内田洋行ITソリューションズ	百万円 460	100.0% (10.3%)	情報処理システムの構築及びコンサルティング、ソフトウェアの開発・販売、情報処理機器の販売・保守
株式会社内田洋行ビジネスエキスパート	百万円 16	100.0%	人事・総務・経理などに関する事務の受託、営業支援業務、ITサービス業務
内田洋行グローバルリミテッド (香港)	百万円 130	100.0%	オフィス機器・印刷用機械・ホビークラフト用品・教育用機器・情報処理機器の販売・輸出入
内田洋行グローバル株式会社	百万円 50	100.0%	オフィス機器・印刷用機械・ホビークラフト用品・教育用機器・情報処理機器の販売・輸出入
株式会社サンテック	百万円 32	100.0%	オフィス家具・教育機器の開発・設計・製造
株式会社太陽技研	百万円 90	100.0% (100.0%)	事務用機器・印刷用機械等の製造
パワープレイス株式会社	百万円 50	100.0%	オフィス空間・ICT環境のデザイン・設計
株式会社ハンドレッドシステム	百万円 60	100.0% (100.0%)	ソフトウェアの開発・販売
株式会社マービー	百万円 90	100.0% (30.0%)	ホビークラフト用品及び設計製図用品の製造・販売
ウチダスペクトラム株式会社	百万円 100	96.9%	ソフトウェアライセンス及びIT資産管理サービスの提供・販売、IT基盤の設計・構築
株式会社ウチダテクノ	百万円 38	86.9%	内装工事に関する設計・施工、印刷用機械・器具の販売・保守、理化学サプライ品の販売
株式会社ウチダビジネスソリューションズ	百万円 25	52.0%	オフィス空間のデザイン・設計、オフィス家具の販売、ICTシステムの構築、学校市場への教育機器等の販売、福祉関連施設への家具等の販売
ウチダエスコ株式会社	百万円 334	44.0% (9.5%)	情報機器ならびにネットワークの構築・保守及び販売

(注) 1.議決権比率の()内の数字は間接所有割合(内数)であります。
2.2020年12月17日に、内田洋行グローバル株式会社を設立いたしました。

7 主要な事業内容 (2021年7月20日現在)

事業区分	事業内容
公共関連事業	大学・小中高市場へのICTシステムの構築・機器販売、教育機器の製造・販売、教育施設への空間デザイン及び家具販売、官公庁自治体への基幹業務ならびにICTシステム構築及びオフィス関連家具の製造・販売・デザイン・施工
オフィス関連事業	オフィス関連家具の開発・製造・販売及び空間デザイン・設計・施工、事務用機械・ホビークラフト関連製品の製造・販売及びOA機器の販売
情報関連事業	企業向け基幹業務システムの設計・構築及びコンピュータソフトの開発・販売、ソフトウェアライセンス及びIT資産管理の提供・販売、情報機器・ネットワークの設計・構築・保守・販売
その他	教育研修事業、人材派遣事業、不動産賃貸事業、各種役務提供等

8 主要な営業所及び工場 (2021年7月20日現在)

当社本社・支店	本 社 東京都中央区新川二丁目4番7号 支 店 大阪支店（大阪市中央区）、北海道支店（札幌市中央区）、九州支店（福岡市中央区）
営業拠点	当 社 新川第2オフィス（東京都中央区）、東陽町オフィス（東京都江東区） 仙台、横浜、名古屋、京都、神戸、広島 子会社 (株)ウチダシステムズ（東京都中央区） (株)ウチダ人材開発センタ（東京都墨田区） (株)内田洋行ITソリューションズ（東京都港区） (株)内田洋行ビジネスエキスパート（東京都江東区） 内田洋行グローバル(株)（東京都中央区） パワープレイス(株)（東京都中央区） (株)ハンドレッドシステム（東京都江東区） ウチダスペクトラム(株)（東京都中央区） (株)ウチダテクノ（東京都中央区） (株)ウチダビジネスソリューションズ（滋賀県大津市） ウチダエスコ(株)（東京都江東区） ウチダ・オブ・アメリカCorp.（アメリカ） 内田洋行グローバルリミテッド（香港）
生産拠点	(株)サンテック（栃木県鹿沼市） (株)太陽技研（群馬県みどり市） (株)マービー（山形県米沢市、千葉県館山市） ウチダエムケーSDN.BHD.（マレーシア）
物流拠点	柏物流センター（千葉県柏市）、江戸崎物流センター（茨城県稲敷市）、 大阪物流センター（大阪府大東市）、犬山物流センター（愛知県犬山市）、 吉見物流センター（埼玉県比企郡）、釜山新港物流センター（大韓民国）

9 従業員の状況 (2021年7月20日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比
公共関連事業	1,048名	39名増
オフィス関連事業	1,025名	29名減
情報関連事業	937名	4名減
その他	128名	15名増
全社(共通)	65名	2名減
合計	3,203名	19名増

- (注) 1. 従業員数には臨時従業員(期中平均雇用人員698名)は含んでおりません。
 2. 当連結会計年度より、当社グループ内の一部において事業区分の組替えを行ったため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
1,091名	14名増	42歳 5ヶ月	18年 7ヶ月

- (注) 従業員数には臨時従業員(期中平均雇用人員204名)は含んでおりません。

10 主要な借入先 (2021年7月20日現在)

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	680百万円
株式会社りそな銀行	410百万円
株式会社三井住友銀行	350百万円
株式会社みずほ銀行	350百万円
株式会社三菱UFJ銀行	320百万円

11 その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2021年7月20日現在)

- 1 発行可能株式総数 36,000,000株
- 2 発行済株式の総数 10,419,371株 (自己株式608,742株を含む)
- 3 株主数 5,639名
- 4 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	570,900株	5.82%
東京海上日動火災保険株式会社	436,185株	4.45%
JP MORGAN CHASE BANK 380072	422,100株	4.30%
三井住友信託銀行株式会社	414,300株	4.22%
第一生命保険株式会社	315,400株	3.21%
株式会社りそな銀行	277,200株	2.83%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	274,800株	2.80%
内田洋行グループ従業員持株会	231,930株	2.36%
陽光持株会	198,360株	2.02%
株式会社ハン六文振連絡協議会	191,000株	1.95%

(注) 当社は、自己株式608,742株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(参考) 所有者別持株比率の状況



5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 18,197株	6名

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等 (2021年7月20日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大久保 昇	
取締役	秋 山 慎 吾	人事・総務グループ統括
取締役	菊 池 政 男	教育施設事業部長 兼 広域地域事業部長
取締役	宮 村 豊 嗣	教育ICT事業部長 ウチダエスコ株式会社取締役
取締役	林 敏 寿	財務・経理グループ統括 兼 グループ経営推進部長 内田洋行グローバルリミテッド代表取締役総経理 内田洋行グローバル株式会社代表取締役社長
取締役	小 柳 諭 司	営業グループ統括 ウチダエスコ株式会社取締役
取締役	廣 瀬 秀 徳	
取締役	竹 股 邦 治	イーレックス株式会社相談役
取締役	今 庄 啓 二	JOHNAN株式会社社外取締役 大阪油化工業株式会社社外取締役
常勤監査役	高 井 尚 一郎	ウチダエスコ株式会社監査役
常勤監査役	田 村 泰 博	
常勤監査役	住 友 西 次	

- (注) 1. 廣瀬秀徳、竹股邦治及び今庄啓二の各氏は、社外取締役であります。
 2. 田村泰博及び住友西次の両氏は、社外監査役であります。
 3. 田村泰博及び住友西次の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、廣瀬秀徳、竹股邦治、今庄啓二、田村泰博及び住友西次の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
 5. 取締役竹股邦治氏は、2021年6月22日付でイーレックス株式会社常務取締役を退任いたしました。
 6. 2021年7月21日付で、以下の取締役の担当及び重要な兼職の状況が変更となりました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	秋 山 慎 吾	
取締役	菊 池 政 男	地域施設統括 兼 教育施設事業部長 兼 広域地域事業部長
取締役	宮 村 豊 嗣	公共ICT統括 兼 教育ICT事業部長 ウチダエスコ株式会社取締役
取締役	林 敏 寿	財務グループ統括 兼 グループ経営推進部長 内田洋行グローバルリミテッド代表取締役総経理 内田洋行グローバル株式会社代表取締役社長

7. 当社は、執行役員制度を導入しており、2021年7月21日現在の執行役員は次のとおりであります。

なお、※印は取締役との兼務を示しております。

※専務執行役員	秋山慎吾	
※専務執行役員	菊池政男	地域施設統括 兼 教育施設事業部長 兼 広域地域事業部長
※専務執行役員	宮村豊嗣	公共ICT統括 兼 教育ICT事業部長
※上席執行役員	林敏寿	財務グループ統括 兼 グループ経営推進部長
※上席執行役員	小柳諭司	営業グループ統括
上席執行役員	三好昌己	ICTリサーチ&デベロップメントディビジョン事業部長
上席執行役員	土屋正弘	情報ソリューション事業部長
上席執行役員	白方昭夫	ICTエンジニア統括 兼 システムズエンジニアリング事業部長
上席執行役員	高橋善浩	オフィスエンジニアリング事業部長
執行役員	岩瀬英人	教育機器事業部長
執行役員	吉永裕司	高等教育事業部長
執行役員	高崎恵二	地域施設副統括 兼 オフィスマーケティング事業部長 兼 広域地域副事業部長
執行役員	坂口秀雄	九州地域事業部長
執行役員	岡野清吾	大阪支店長
執行役員	佐藤将一郎	経営・人事・総務グループ統括 兼 経営企画部長 兼 広報部長
執行役員	木内麻文	ガバメント推進事業部長 兼 自治体ソリューション事業部長
執行役員	名畑成就	ドキュメント&ECOソリューション事業部長
執行役員	村田義篤	ネットワークビジネス推進事業部長
グループ執行役員	新家俊英	(株)内田洋行ITソリューションズ代表取締役社長
グループ執行役員	實本雅一	ウチダスペクトラム(株)代表取締役社長
グループ執行役員	岩田正晴	(株)ウチダシステムズ代表取締役社長
グループ執行役員	中村武史	生産統括 兼 (株)サンテック代表取締役社長 兼 (株)太陽技研代表取締役社長

2 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、一定の免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象とはしないこととしているほか、被保険者による違法な利益供与又は犯罪行為等に起因する賠償責任については当該保険契約によっても填補の対象としないこととしております。

4 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る役員報酬等の総額等

区分	人数	総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬等 (賞与)	非金銭報酬等 (株式報酬)
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	269百万円 (19百万円)	146百万円 (19百万円)	24百万円 —	98百万円 —
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	51百万円 (34百万円)	51百万円 (34百万円)	— —	— —

- (注) 1. 取締役の金額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記業績連動報酬等の額の算定に用いた業績指標（連結経常利益額）に関する実績は110億18百万円です。
 3. 期末日現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。
 4. 上記業績連動報酬等の額は、取締役1名に対し当事業年度に係る役員賞与として未払費用に計上した額であります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2006年10月14日開催の第68期定時株主総会において年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名であります。また、当該報酬額とは別枠で、2019年10月12日開催の第81期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等（株式報酬）として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）であります。

監査役の報酬額は、2015年10月10日開催の第77期定時株主総会において年額90百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ) 基本方針

当社の取締役の報酬は、独立役員で過半数を構成する報酬委員会により、水準では役位・役割に応じた同規模同業他社水準等を参考にし、その他報酬体系や評価の方針を含め検討し、取締役会に答申し決定しております。

取締役の報酬は、原則として基本報酬（固定報酬）と株式報酬（非金銭報酬）で構成しており、株式報酬を支給しない場合に賞与（業績連動報酬）を支給しております。ただし、社外取締役については、その役割から固定報酬である基本報酬のみとして、賞与及び株式報酬の支給はありません。

ロ) 基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

基本報酬については、基本方針に則り、役位その他、個人の業績評価等を反映し、その額を決定しております。

ハ) 業績連動報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬は、基本報酬との合計額が取締役（社外取締役含む）に対する報酬限度額である年額5億円以内となる範囲で、事業全体の経営成績を測る指標として事業年度ごとの連結経常利益額を用いて算出した額に、役位、定性的な情報及び個人の業績評価等を反映し、決定しております。

二) 非金銭報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を割り当てております。

譲渡制限付株式報酬額の割当ては、役位別に設定した水準に基づき、前事業年度までの業績の推移ならびに過年度の業績変動報酬の支給実績割合等も参照し、その他定性的な情報及び個人の業績評価等を反映し、決定しております。

ホ) 個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役大久保昇に委任し、上記の水準、報酬体系、評価の方針などに則り決定しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役の実績等について適正な評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためです。なお、個人別の報酬額は、報酬委員会によりその内容を確認し決定方針に沿うものであることを取締役会に答申しており、取締役会もその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

監査役に関する方針は、監査役との協議により決定しております。監査役は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬（基本報酬）のみとしており、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査役との協議により個別の報酬額を決定しております。

5 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

	兼職の状況	兼職先との関係
取締役	竹 股 邦 治	イーレックス株式会社相談役 イーレックス株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
取締役	今 庄 啓 二	JOHNAN株式会社社外取締役 JOHNAN株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
		大阪油化工業株式会社社外取締役 大阪油化工業株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) 取締役竹股邦治氏は、2021年6月22日付でイーレックス株式会社常務取締役を退任し、同社相談役に就任いたしました。

② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	廣 瀬 秀 徳 当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、必要な発言を行うとともに、他業界における経営管理経験から実践的な視点での確かな助言・提言を行い、併せて業務執行に対する監督を行っております。
取締役	竹 股 邦 治 当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、必要な発言を行うとともに、他業界における経営管理経験から実践的な視点での確かな助言・提言を行い、併せて業務執行に対する監督を行っております。
取締役	今 庄 啓 二 当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、必要な発言を行うとともに、他業界における経営管理経験から実践的な視点での確かな助言・提言を行い、併せて業務執行に対する監督を行っております。
監査役	田 村 泰 博 当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に、また監査役会8回のうち8回に出席し、必要に応じ、その経歴を通じて培われた企業実務の知識や経験に基づき発言を行っております。
監査役	住 友 西 次 当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に、また監査役会8回のうち8回に出席し、必要に応じ、その経歴を通じて培われた企業実務の知識や経験に基づき発言を行っております。

4 会計監査人の状況

1 名称

有限責任 あずさ監査法人

2 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	67百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	107百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分もできませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、ウチダエムケーSDN.BHD.及び内田洋行グローバルリミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3 非監査業務の内容

当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「会計アドバイザー業務」に対して対価を支払っております。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、体制の整備、運用、維持、見直しを行ってまいります。
- ② 「内田洋行グループ行動規範」を制定し、当社グループの役員・社員全員に対し、自らの行動が「法令を遵守し、社会倫理に則った行動」となっているかについての意識づけを徹底するとともに、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修を行うものいたします。
- ③ 内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置します。内部監査室は、監査役監査及び会計監査とも連携しながら当社グループにおけるコンプライアンス体制の整備状況ならびに運用状況についてモニタリングを行うことといたします。
- ④ 取締役は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものいたします。
- ⑤ 法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実についての内部通報体制として、総務法務部及び人事部、顧問弁護士ならびに社外の窓口業務委託先を直接の情報受領者とする内部通報システム「内田洋行グループホットライン」を設置し、「内田洋行グループ内部通報規程」に基づき、その運用を行うことといたします。
- ⑥ 監査役は法令遵守体制及び内部通報システム「内田洋行グループホットライン」の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものいたします。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報につきましては、文書管理規程を設けその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理を行います。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものいたします。

当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、経済市況等の変動による市場リスク、法、条例等の改正による公的規制リスク、製品及びサービス等の欠陥による品質リスク、国内外の取引先、提携先等に関わるリレーションリスク、その他様々なリスクに対処するため、それぞれのリスクを把握・管理するための責任部署を設置するなどのリスク管理体制を整え、グループ全体でのリスクの把握、管理に努めます。
- ② 自然災害や製品事故等当社グループの事業に多大な影響を及ぼす事象の発生が認められれば、直ちに社長をリーダーとする「災害対策本部」や「製品事故緊急対策本部」を設置し、社内各部署及び外部アドバイザーチームを組織し、迅速な初期対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小に止める体制を整えます。

当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループでは、取締役会を月1回等定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものいたします。
- ② 当社グループ各社における取締役会の決定に基づく業務執行につきましては、職務分掌規程、責任権限規程（権限基準表）等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることといたします。
- ③ 当社は、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定めます。
- ④ グループ情報システム基盤を構築し、業務の標準化と情報の共有及び業務の効率化を推進いたします。
- ⑤ 当社グループ各社の間接業務を集中して行う体制を整え、業務の効率化と品質向上及びコスト削減を図ることといたします。

当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ運営規程を定め、当社子会社に対し、財務状況その他の重要事項について当社への定期的な報告を義務付けます。

その他の当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社子会社各社に取締役を派遣し、取締役会を通して当該子会社の経営に対する管理・指導を行います。
- ② 当社管理・企画部門はそれぞれの該当職務から、当社子会社への管理・指導を行うことにより業務の適正を確保いたします。
- ③ 当社グループのモニタリングは内部監査室が担当いたします。
- ④ 当社監査役又は使用人が当社子会社の監査役に就任し、業務執行状況を監査いたします。
- ⑤ 当社子会社における経営上の重要事項については、グループ運営規程に従い、当社の事前承認事項といたします。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として専任者を置き、監査役の指揮命令に従うことといたします。

監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役を補助すべき使用人は、その職務に関して、取締役及び使用人の指揮命令を受けません。また、当該補助使用人の人事異動・人事評価等につきましては、監査役の同意を得て決定することといたします。
- ② 監査役を補助すべき使用人は、監査役からの指示に基づく監査業務を遂行するために必要な調査権限や情報収集の権限を有するものとし、各執行部門はこれに協力しなければならないことといたします。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものいたします。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役会及び使用人に対して報告を求めることができることといたします。

当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 業務執行に関する事項については、当社子会社の執行部門や当社から派遣した取締役等を通じて監査役に報告するものいたします。
- ② 当社子会社の役員・社員は、重大な法令違反行為、不正の事実等当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、速やかに監査役又は監査役会に報告するものいたします。
- ③ 監査役は、当社子会社の役員・社員に対し、必要に応じて報告を求めることができ、報告を求められた役員・社員は、速やかに適切な報告を行うものいたします。
- ④ 内部通報システム「内田洋行グループホットライン」の運用状況は、定期的に監査役に対して報告するものいたします。
- ⑤ 当社子会社に対する内部監査の結果は、内部監査室から監査役に対して報告するものいたします。

監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの役員・社員に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員・社員に周知徹底いたします。

監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、監査役の意見を聞いたうえで、毎年一定額の予算を設けることといたします。
- ② 監査役から外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用した場合の費用など、緊急の監査費用について前払や償還を求められた場合は、当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担するものいたします。

その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実施に当たり、監査役が必要と認める場合においては、顧問弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を行うことができます。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした姿勢で対応いたします。また、この基本方針を「内田洋行グループ行動規範」に明記し、組織全体として対応することといたします。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

コンプライアンスに対する取組みの状況

社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を2回開催し、内部通報内容をはじめとする重点確認事項に関し、主管部署から報告を受けました。

当社グループの役員・社員に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信するとともに、当社グループの役員・社員全員を対象としたコンプライアンス研修、その他テーマ毎の研修やモニタリングを実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組まれました。

当社は、当社グループにおいて、「内田洋行グループ内部通報規程」を整備したうえで「内田洋行グループホットライン」を運用しており、問題の早期発見と改善措置に効果を上げております。

また、内部監査につきましては、内部監査基本計画に基づいて実施しております。

職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は15回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員をおき、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

当社グループ各社の間接業務を集中して行う子会社をおき、業務の効率化の体制を整えております。

損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社グループの主要な損失の危険について、取締役会及びコンプライアンス委員会等を通じて各責任担当部署から定期的に報告を受けるとともに、品質、環境、情報セキュリティに関しましては、マネジメントレビュー会議において、リスクの管理状況の確認を行いました。

当社は、自然災害等により生じる損害の拡大を最小に止めるために、事業継続マニュアルを整備しており、その一環として2021年1月に初動対応マニュアル（地震編）を策定し、併せて訓練を実施いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、適宜、必要な措置を講じております。

当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、当社のグループ経営推進部にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、グループ運営規程に従い、子会社から当社の主管部門に、事前に承認申請又は報告を行っております。また、内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。

監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されています。監査役会は8回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役はコンプライアンス委員会に出席するほか、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

反社会的勢力排除に対する取組みの状況

新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としているほか、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を継続的に実施しました。

3 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2007年9月3日開催の取締役会において、以下のとおり「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、基本方針といいます。）を決定いたしました。

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、人的資産を中長期的視点で育成し、常に新しい技術・デザインを吸収し、事業パートナーとの信頼関係や、優良な顧客基盤を維持・拡大することが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為のなかには、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

<企業価値向上のための取組み>

当社グループは、前中期経営計画に引き続き、第16次中期経営計画（2022年7月期～2024年7月期）を策定いたしました。当中期経営計画では、売上構成で三分の二となるICT事業を基盤に、ICTと環境構築の両方のリソースを駆使し、従来のマネジメントの脱却により、グループ全体で新たなダイナミズムを生み出すことで、2025年以降に予想される労働人口の急速な減少などの大きな社会構造変化に対応した、新たな競争優位の確立と中核事業の再構築に取り組んでまいります。

<コーポレート・ガバナンスについて>

当社は、コーポレート・ガバナンス強化のため、執行役員制度を導入し、経営管理機能と業務執行機能の分離を進めているほか、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を1年とする等の施策を実施しております。社外取締役は、取締役会における意思決定及び監督の両面において客観的な立場から様々な助言や提言を行っております。

また、コンプライアンスに関しては、毎年12月1日を「コンプライアンスデイ」と定め、コンプライアンスの意義について確認するとともに、「内田洋行グループ行動規範」を制定し、当社グループをあげて、その徹底に努めております。

以上の諸施策は、全てのステークホルダーとの良好で継続的な関係が維持できて初めて実現するものであります。中でも、企業経営の最大資源は人（社員）であり、当社は一貫して、企業力の源泉は人（社員）と認識し、「人財」を育成しお客様の創造に取り組んでまいりました。当社の基本理念である「お客様の成長支援」は、こうした「人財」を核とし、中長期的な経営視点に立って、お客様とともに成長することで、初めて成り立つものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

そのため、当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、2007年10月13日開催の第69期定時株主総会における承認に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入しました。その後、3回の更新を経て、2019年9月10日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）を更新することを決議し、同年10月12日開催の第81期定時株主総会において本プランの更新について承認を得ております。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大3分の1まで希釈化される可能性があります。本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会にかかる株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

④ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであります。従って、本プランは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年7月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	103,053	流動負債	71,254
現金及び預金	44,765	支払手形及び買掛金	26,925
受取手形及び売掛金	40,564	電子記録債務	9,711
有価証券	1,500	短期借入金	2,230
商品及び製品	5,491	未払費用	5,793
仕掛品	8,141	未払法人税等	3,222
原材料及び貯蔵品	482	未払消費税等	1,907
短期貸付金	418	前受金	11,789
その他	2,004	製品保証引当金	647
貸倒引当金	△314	賞与引当金	3,186
		工事損失引当金	56
固定資産	30,063	その他	5,784
有形固定資産	10,676	固定負債	11,656
建物及び構築物	3,267	繰延税金負債	0
機械装置及び運搬具	282	製品保証引当金	1,648
工具、器具及び備品	762	退職給付に係る負債	7,133
リース資産	73	資産除去債務	232
土地	6,290	その他	2,642
無形固定資産	2,470	負債合計	82,911
ソフトウェア	2,420	(純資産の部)	
その他	50	株主資本	42,938
投資その他の資産	16,915	資本金	5,000
投資有価証券	10,134	資本剰余金	3,297
長期貸付金	649	利益剰余金	36,124
退職給付に係る資産	1,616	自己株式	△1,482
繰延税金資産	3,417	その他の包括利益累計額	2,343
その他	1,259	その他有価証券評価差額金	3,201
貸倒引当金	△161	為替換算調整勘定	△313
		退職給付に係る調整累計額	△544
資産合計	133,116	非支配株主持分	4,923
		純資産合計	50,205
		負債純資産合計	133,116

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2020年7月21日から2021年7月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		291,035
売上原価		244,478
売上総利益		46,556
販売費及び一般管理費		36,192
営業利益		10,363
営業外収益		
受取利息	30	
受取配当金	344	
持分法による投資利益	215	
不動産賃貸料	36	
その他	327	955
営業外費用		
支払利息	79	
売上割引	82	
為替差損	36	
不動産賃貸費用	10	
固定資産除却損	24	
貸倒引当金繰入額	30	
その他	35	300
経常利益		11,018
特別損失		
関係会社株式評価損	31	
減損損失	11	42
税金等調整前当期純利益		10,976
法人税、住民税及び事業税	4,487	
法人税等調整額	△916	3,570
当期純利益		7,405
非支配株主に帰属する当期純利益		1,244
親会社株主に帰属する当期純利益		6,160

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2020年7月21日から2021年7月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	5,000	3,242	31,138	△1,525	37,856
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,175		△1,175
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,160		6,160
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		54		44	98
非支配株主との取引に係る親 会社の持分変動		△0			△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	－	54	4,985	42	5,082
当連結会計年度末残高	5,000	3,297	36,124	△1,482	42,938

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	2,609	△383	△1,549	675	3,784	42,315
当連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,175
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,160
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						98
非支配株主との取引に係る親 会社の持分変動						△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）	592	70	1,005	1,668	1,139	2,807
当連結会計年度中の変動額合計	592	70	1,005	1,668	1,139	7,890
当連結会計年度末残高	3,201	△313	△544	2,343	4,923	50,205

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表 (2021年7月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	64,750	流動負債	56,608
現金及び預金	26,379	電子記録債務	14,156
受取手形	5,772	買掛金	19,643
売掛金	13,154	短期借入金	1,810
有価証券	1,500	関係会社短期借入金	2,357
商品	4,035	未払金	377
仕掛品	7,843	未払費用	3,499
前渡金	17	未払法人税等	1,685
前払費用	170	未払消費税等	1,091
関係会社短期貸付金	5,841	前受金	9,378
未収入金	324	預り金	452
その他	7	製品保証引当金	647
貸倒引当金	△298	賞与引当金	1,447
		工事損失引当金	54
		その他	7
固定資産	28,100	固定負債	8,801
有形固定資産	8,068	製品保証引当金	1,648
建物	2,350	退職給付引当金	4,947
構築物	25	資産除去債務	64
車両運搬具	9	預り保証金	2,136
工具、器具及び備品	452	その他	6
土地	5,229		
その他	1	負債合計	65,410
無形固定資産	2,298	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,283	株主資本	24,325
その他	15	資本金	5,000
投資その他の資産	17,733	資本剰余金	3,703
投資有価証券	8,185	資本準備金	3,629
関係会社株式	5,245	その他資本剰余金	74
関係会社長期貸付金	648	利益剰余金	17,096
前払年金費用	1,697	利益準備金	1,168
繰延税金資産	1,596	その他利益剰余金	15,928
その他	511	不動産圧縮積立金	1,205
貸倒引当金	△151	別途積立金	6,110
		繰越利益剰余金	8,613
資産合計	92,851	自己株式	△1,474
		評価・換算差額等	3,114
		その他有価証券評価差額金	3,114
		純資産合計	27,440
		負債純資産合計	92,851

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2020年7月21日から2021年7月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		194,292
売上原価		167,789
売上総利益		26,503
販売費及び一般管理費		22,685
営業利益		3,817
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,930	
雑収入	490	2,421
営業外費用		
支払利息	76	
売上割引	138	
不動産賃貸費用	93	
貸倒引当金繰入額	31	
雑損失	58	396
経常利益		5,842
税引前当期純利益		5,842
法人税、住民税及び事業税	2,290	
法人税等調整額	△958	
当期純利益		4,510

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2020年7月21日から2021年7月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					不動産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当事業年度期首残高	5,000	3,629	19	3,648	1,168	1,425	6,110	5,057	13,761
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△1,175	△1,175
当期純利益								4,510	4,510
不動産圧縮積立金の取崩						△220		220	-
自己株式の取得									
自己株式の処分				54	54				
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)									
当事業年度中の変動額合計	-	-	54	54	-	△220	-	3,555	3,335
当事業年度末残高	5,000	3,629	74	3,703	1,168	1,205	6,110	8,613	17,096

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当事業年度期首残高	△1,516	20,893	2,516	2,516	23,409
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,175			△1,175
当期純利益		4,510			4,510
不動産圧縮積立金の取崩		-			-
自己株式の取得	△1	△1			△1
自己株式の処分	44	98			98
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)			598	598	598
当事業年度中の変動額合計	42	3,432	598	598	4,031
当事業年度末残高	△1,474	24,325	3,114	3,114	27,440

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年9月6日

株式会社 内田洋行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 草野和彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田哲章 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社内田洋行の2020年7月21日から2021年7月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社内田洋行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年9月6日

株式会社 内田洋行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 草野和彦 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田哲章 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社内田洋行の2020年7月21日から2021年7月20日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月21日から2021年7月20日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当該子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月7日

株式会社内田洋行 監査役会

常勤監査役 高井 尚一郎 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 田村 泰博 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 住友 西次 ㊟

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株式のご案内

事業年度	7月21日から翌年7月20日まで
定時株主総会	毎年10月開催
基準日	定時株主総会・期末配当金 毎年7月20日
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	 0120-782-031
(インターネットホームページURL)	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html

【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。
証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。

公告方法	電子公告により行います。 https://www.uchida.co.jp/company/ir/library/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
上場証券取引所	東京証券取引所

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋
茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801号室

交通のご案内

東京メトロ東西線「茅場町駅」

12番出口より徒歩約5分

東京メトロ日比谷線「茅場町駅」

1番・2番出口より徒歩約5分

東京メトロ日比谷線「八丁堀駅」

A5番出口より徒歩約5分

J R京葉線「八丁堀駅」

B1番出口より徒歩約8分

J R「東京駅」

八重洲口より徒歩約15分

当日ご出席の株主様へのお土産は取りやめとさせていただきますので、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。



※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

